

釧路市就学援助事務処理要領

第1章 総 則

（目的）

第1条 この要領は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条により、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に係る就学奨励（以下「就学援助」という）について、その取り扱いを定め、給付事務の円滑化と公平を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、「要保護者」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に定めるものとする。

2 この要領において「準要保護者」とは、要保護者に準ずる程度に困窮しているものとする。

（周知等）

第3条 教育委員会は就学援助についての周知を図るとともに、当該就学援助を必要とする児童生徒の把握に努めるものとする。

（申請）

第4条 教育委員会は「就学援助受給申請書」（以下、「申請書」という）の提出により申請のあった世帯に対して、保護者の委任に基づき、市の所有する公簿等で収入や所得を確認することができる。

ただし、次の各号にあてはまる場合は収入又は所得を証明できる書類、その他教育委員会が必要とする書類を提出するものとする。

- (1) 課税台帳閲覧の前に認定をする場合
- (2) 市の所有する公簿で収入や所得を確認できない場合
- (3) その他、教育委員会が必要と認めた場合

（申請期間）

第5条 前条に規定する申請の受付期間は毎年度4月末日までとする。ただし、次の各号に該当する者は、この限りではない。

- (1) 生活保護の開始、停止又は廃止により申請する者
- (2) 離婚、疾病、死亡、失業、災害等により、生計に激変が生じたため申請する者

- (3) 市外から転入した者
- (4) その他、教育委員会が必要と認めた者

(認定・不認定)

第6条 教育委員会は、第4条の申請を受理したときは、これを審査し、認定・不認定の決定をして保護者にその理由を付して通知する。

(認定取消及び支給金額の返還)

第7条 前条の規定により認定の決定を受けた保護者が次の各号の1に該当するときは、教育委員会は認定を取り消し、すでに支給した就学援助費の全額及び一部を返還させることができる。

- (1) 就学援助の目的以外に使ったとき
- (2) 虚偽の申請であることが判明したとき

第2章 要保護者に対する就学援助

(認定の適用時期)

第8条 要保護者と認定された者に対する就学援助の適用時期は、毎年度4月からとする。
ただし、年度途中において要保護者として認定された者については、当該認定された日をもって適用する。

(認定の廃止)

第9条 要保護者として認定を受けた者が、何らかの事由により要保護者に該当しなくなったときは、その日をもって認定を廃止する。

(就学援助費の費目等)

第10条 要保護者に支給する就学援助費の費目、支給対象及び支給金額は、次のとおりとする。

費目	支給対象学年	金額	支給対象者
修学旅行扶助費	原則、小学6年生 中学3年生	教育委員会の定めた額	認定期間中に修学旅行に参加した児童生徒の保護者
学校病医療費	全学年	実費	治療日現在、認定されている児童生徒の保護者

2 前項の規定にかかわらず、国立及び私立の小・中学校に通学する児童生徒の保護者に対しては、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定により、学校病医療費

を支給しない。

(支給方法)

第 11 条 前条に定める就学援助費の費目の支給方法は、次の各号によるものとする。

(1) 修学旅行扶助費

原則として修学旅行実施前に学校長からの請求により、当該学校長の銀行口座に振り込みをして支給する。

(2) 学校病医療費

医療機関の請求により、当該医療機関が指定する銀行口座に振り込みをして支給する。

第 3 章 準要保護者に対する就学援助

(認定基準)

第 12 条 第 2 条第 2 項の規定による「準要保護者」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 最近、生活保護が廃止になり、経済的に困っている者

(2) 長い病気や突発的な事故、失業、離婚などにより経済的に困っている者

(3) その他、収入が少ないことなどにより、経済的に困っている者

(収入基準)

第 13 条 前条各号に規定する「経済的に困っている者」とは、前年収入が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による前年度の保護基準により教育委員会が定めた額に、100 分の 120 を乗じて得た額に満たない者とする。

ただし、給与以外の収入にあつては、所得金額・専従者給与額・青色申告控除額の合算額を、給与所得者の「給与所得控除後の額」に相当するものとみなし、収入として認定する。

(認定の特例)

第 14 条 保護者が年度の中途において経済的に困窮し、教育委員会が特に必要と認めたときは、前条の収入基準に関わらず準要保護者として認定することができる。

2 新入学生徒学用品費についての認定は、教育委員会が認めた方法により行うものとする。

(認定の適用時期)

第 15 条 準要保護者として認定された者に対して、毎年度 4 月から就学援助を適用する。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 生活保護の停止又は廃止の措置を受け、引き続き就学援助の申請をした者は、最後に生活保護費を受給した月の翌月から適用する。
 - (2) 離婚、疾病、死亡、失業、災害等により世帯の生計に激変が生じたことにもない就学援助の申請をした者については、その事由が発生した月から適用する。
 - (3) 市外から転入したことにより申請をした者に対しては、転入した月から適用する。
 - (4) 5月以降に申請した者に対しては、原則として申請した日の属する月から適用する。
- 2 ただし、前項ただし書きの規定にかかわらず申請の遅延が申請者の責によらないことが明白であると認められる場合は、4月に遡及して適用することができる。

(認定の廃止)

第16条 準要保護者として認定された者に、年度の中途において次の事由が発生したときは、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。

- (1) 市外へ転出したとき。
- (2) 要保護者として認定されたとき。
- (3) 辞退の申し出がなされたとき。
- (4) 年度途中において、第13条に規定する収入基準を超過する収入があると認められたとき。

(就学援助の費目等)

第17条 準要保護者に支給する就学援助費目の支給対象及び金額は、次のとおりとする。

ただし、第15条の(1)～(4)により年度途中の認定を受けた者並びに前条の規定により認定廃止になった者に対しては、原則として、月割りによる支給とするが、市外転出入者の学校給食費は、食数による支給とする。

費目	支給対象学年	金額	支給対象者
修学旅行扶助費	原則、小学6年生 中学3年生		認定期間中に修学旅行に参加した児童生徒の保護者
学用品費等	全学年		2月末日までに認定されている児童生徒の保護者

新入学児童 学用品費	小学 1 年生	毎年度予算の 範囲で定める	年度当初より認定とされている児童の保護者
新入学生徒 学用品費	中学 1 年生		前年度 3 月末日に認定とされていた小学 6 年生で、4 月末日までに「申請書」を提出し、入学式の日在籍している生徒の保護者、または 4 月認定とされている生徒の保護者
学校給食費	全学年		2 月末日までに認定されている児童生徒の保護者
体育実技用 具費	小学 1・4 年生 中学 1 年生		1 1 月 1 日現在認定されている児童生徒の保護者
通学費	全学年		対象となる児童生徒の保護者
学校病医療 費	全学年		認定決定前の 4 月 1 日から 6 月末日までについては、前年度 3 月末日時点で認定されており、なおかつ受診日までに「申請書」を提出している世帯の保護者 認定決定後の 7 月 1 日から 3 月末日までについては、受診日現在認定されている児童生徒の保護者
キャンプ交 通費	原則、小学 5 年生 中学 2 年生		認定期間中にキャンプに参加した児童生徒の保護者

- 2 前項の規定にかかわらず、学校病医療費については、準要保護者としての認定決定通知を受ける以前に治療がされた場合であっても、これを支給することができる。
- 3 国立及び私立の小・中学校へ通学する児童生徒の準要保護者に対しては、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 24 条の規定により学校病医療費を、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 12 条の規定により学校給食費を、いずれも支給しない。
- 4 市内から転出する者又は釧路市外から転入する者に対しては、関係市区町村との間で、

就学援助費を重複しない範囲で支給する。

- 5 学用品費等の一括支給を受けた後、生活保護世帯となった者に対しては、文部科学省と厚生労働省の取り決めにより、重複支給分を生活保護費から減額することになっているので、当該要保護者への支給済額を、市生活福祉事務所に通知しなければならない。
- 6 同年度において、特別支援教育就学奨励費の新入学児童・生徒学用品費と就学援助の新入学生徒学用品費との重複支給はしない。

(支給方法)

第 18 条 前条に定める就学援助費目の支給方法は、次の各号による。

(1) 修学旅行扶助費

原則として修学旅行実施前に学校長からの請求により、当該学校長の銀行口座に振り込みをして支給する。

(2) 学用品費等・新入学児童学用品費・新入学生徒学用品費・体育実技用具費・通学費・キャンプ交通費

原則として保護者の銀行口座に振り込みをして支給する。

(3) 学校給食費

原則として学校長からの請求により、四半期毎に当該学校長の銀行口座に振り込みをして支給する。

(4) 学校病医療費

医療機関の請求により、当該医療機関が指定する銀行口座に振り込みをして支給する。

第 4 章 補 則

(補則)

第 19 条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、教育長が別に定める。

付則

この要領は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要領は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要領は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。